

- 第113号議案 長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例
第116号議案 長崎市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
第158号議案 長崎市夜間急患センター条例の一部を改正する条例
第159号議案 長崎市診療所条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 手数料の再算定・・・・・・・・・・	4
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	5
【参考1】条例施行規則で規定するもの・・・・・・・・	6 ～ 7
【参考2】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	8 ～ 13
【参考3】使用料の改定・・・・・・・・・・	14 ～ 15

福 祉 部
市 民 健 康 部
令 和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則により、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（福祉部所管分）

条 例	（区分）条例規定の手数料	（参考）施行規則規定の種別
長崎市障害福祉センター条例	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）
	証明書料	普通証明書、特別証明書

(3) 対象条例（市民健康部所管分）

条 例	（区分）条例規定の手数料	（参考）施行規則規定の種別
長崎市国民健康保険診療所条例 （伊王島、高島）	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）、 普通死亡診断書、特別死亡診断書、健康診断書
	証明書料	普通証明書、特別証明書
長崎市夜間急患センター条例	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）、 普通死亡診断書、特別死亡診断書
	証明書料	普通証明書、特別証明書
長崎市診療所条例 （池島、小口、野母崎）	診断書料	普通診断書、特別診断書（複雑、簡易）、 普通死亡診断書、特別死亡診断書、健康診断書
	証明書料	普通証明書、特別証明書

2 改正の内容

- (1) 長崎市障害福祉センター条例、長崎市国民健康保険診療所条例、
長崎市夜間急患センター条例、長崎市診療所条例

ア 手数料の改定

- ・長崎市障害福祉センター条例（第12条）
- ・長崎市国民健康保険診療所条例（第5条）
- ・長崎市夜間急患センター条例（第6条）
- ・長崎市診療所条例（第5条）

区 分	改正案	現 行
診断書料	3,460円以上8,290円以下	3,142円以上7,333円以下
証明書料	1,460円以上2,500円以下	1,047円以上2,095円以下

イ 施行期日

令和8年4月1日

ウ 経過措置

改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 手数料の再算定

- (1) 長崎市障害福祉センター条例、長崎市国民健康保険診療所条例、
長崎市夜間急患センター条例、長崎市診療所条例

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト＝人件費＋物件費）}$$

ア 算定結果

〔単位：円〕

区分	種別	① 現行料金	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額 (①×1.3または1.4)	⑥ 最終結果 (④と⑤の 小さい方、 10円未満 切り捨て)	⑦増減 (⑥-①)
診断書料	普通診断書、普通死亡 診断書、健康診断書	3,142	3,430	35	3,465	4,085	3,460	318
	特別診断書（複雑）	7,333	8,255	35	8,290	9,533	8,290	957
	特別診断書（簡易）、 特別死亡診断書	5,238	6,325	35	6,360	6,809	6,360	1,122
証明書料	普通証明書	1,047	1,500	35	1,535	1,466	1,460	413
	特別証明書	2,095	2,465	35	2,500	2,724	2,500	405

4 新旧対照表

(1) 長崎市障害福祉センター条例

改正後	改正前
(手数料) 第12条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,460円</u> 以上 <u>8,290円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,460円</u> 以上 <u>2,500円</u> 以下	(手数料) 第12条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,142円</u> 以上 <u>7,333円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下

(2) 長崎市国民健康保険診療所条例

改正後	改正前
(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,460円</u> 以上 <u>8,290円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,460円</u> 以上 <u>2,500円</u> 以下	(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,142円</u> 以上 <u>7,333円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下

(3) 長崎市夜間急患センター条例

改正後	改正前
(手数料) 第6条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,460円</u> 以上 <u>8,290円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,460円</u> 以上 <u>2,500円</u> 以下	(手数料) 第6条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,142円</u> 以上 <u>7,333円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下

(4) 長崎市診療所条例

改正後	改正前
(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,460円</u> 以上 <u>8,290円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,460円</u> 以上 <u>2,500円</u> 以下	(手数料) 第5条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,142円</u> 以上 <u>7,333円</u> 以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,047円</u> 以上 <u>2,095円</u> 以下

【参考 1】 条例施行規則で規定するもの

診断書料と証明書料の種別及び減免については、条例に基づき、規則に規定する。

(1) 長崎市障害福祉センター条例施行規則

〔単位：円〕

ア 手数料

区 分	種 別	改正案	現 行
診断書料 (15条)	普通診断書	3,460	3,142
	特別診断書（複雑）	8,290	7,333
	特別診断書（簡易）	6,360	5,238
証明書料 (16条)	普通証明書	1,460	1,047
	特別証明書	2,500	2,095

イ 減 免

なし

(2) 長崎市国民健康保険診療所条例施行規則

〔単位：円〕

ア 手数料

区 分	種 別	改正案	現 行
診断書料 (3条)	普通診断書、普通死亡 診断書、健康診断書	3,460	3,142
	特別診断書（複雑）	8,290	7,333
	特別診断書（簡易）、 特別死亡診断書	6,360	5,238
証明書料 (4条)	普通証明書	1,460	1,047
	特別証明書	2,500	2,095

イ 減 免

なし

(3) 長崎市夜間急患センター条例施行規則

〔単位：円〕

ア 手数料

区 分	種 別	改正案	現 行
診断書料 (2条)	普通診断書、 普通死亡診断書	3,460	3,142
	特別診断書（複雑）	8,290	7,333
	特別診断書（簡易）、 特別死亡診断書	6,360	5,238
証明書料 (3条)	普通証明書	1,460	1,047
	特別証明書	2,500	2,095

イ 減 免

なし

(4) 長崎市診療所条例施行規則

〔単位：円〕

ア 手数料

区 分	種 別	改正案	現 行
診断書料 (4条)	普通診断書、普通死亡 診断書、健康診断書	3,460	3,142
	特別診断書（複雑）	8,290	7,333
	特別診断書（簡易）、 特別死亡診断書	6,360	5,238
証明書料 (5条)	普通証明書	1,460	1,047
	特別証明書	2,500	2,095

イ 減 免

なし

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

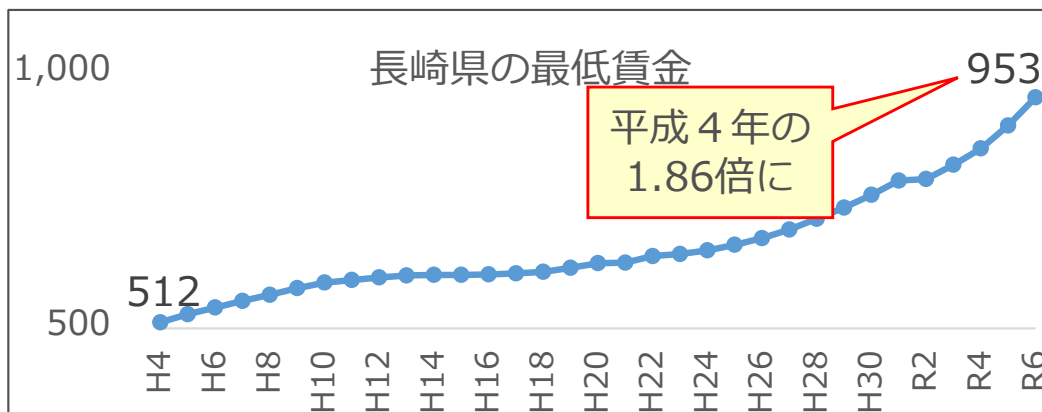
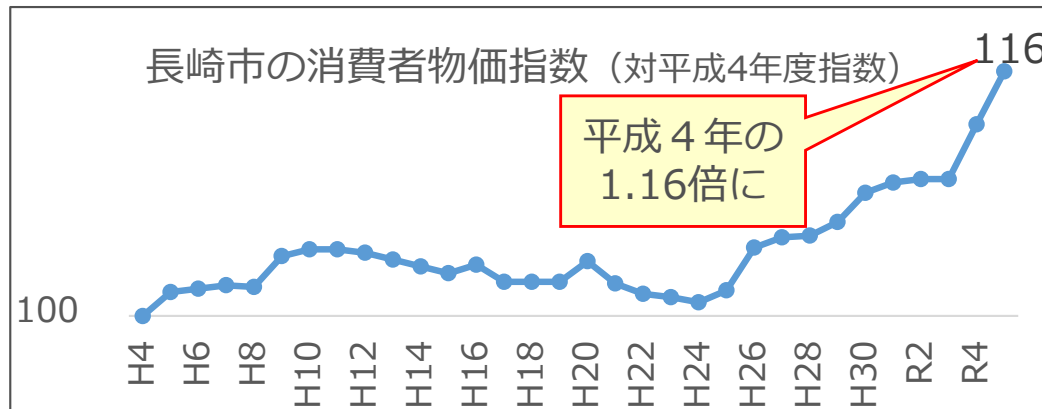
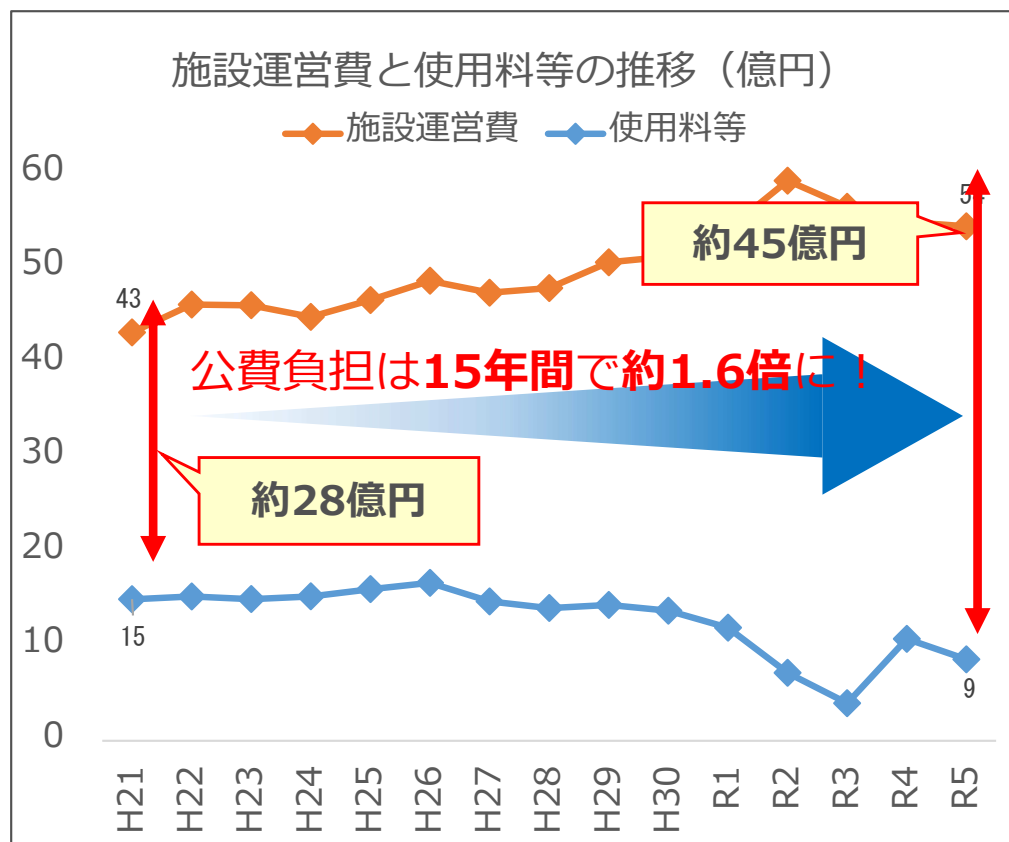
(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの施設運営費は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず、不足分は公費（税金等）で補っている状況である。

なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	高い	市民生活上の必要性		低い

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

エ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

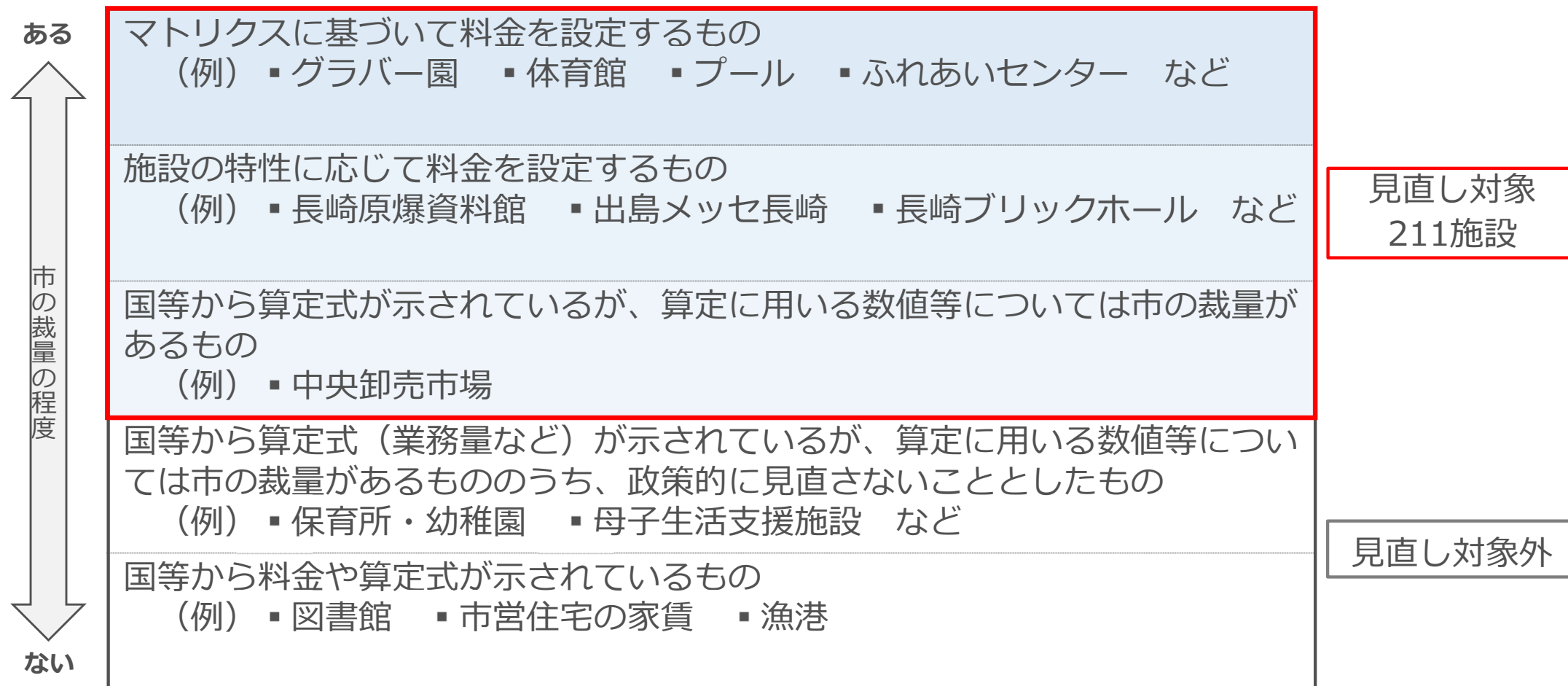
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

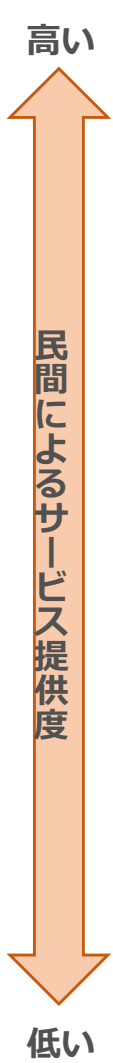
【参考3】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			